

# 優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱

平成23年4月1日付け22農振第2123号

各 地 方 農 政 局 長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北 海 道 知 事

殿

農林水産事務次官

(通則)

第1 優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等（以下「補助金」という。）の交付については、農家負担金軽減支援対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2304号農林水産事務次官依命通知）、土地改良施設利用高度化対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2250号農林水産事務次官依命通知）、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2309号農林水産事務次官依命通知）、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2244号農林水産事務次官依命通知）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 補助金は、優良農地の確保と有効利用の促進、農業水利施設の安定的な用排水機能等の確保、農村地域の新たな価値の創出や活性化及び国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表1の補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う下記に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 農家負担金軽減支援対策事業
- (2) 土地改良施設利用高度化対策事業
- (3) 小水力等農業水利施設利活用促進事業
- (4) 戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表1に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) 別表1の区分の欄に掲げる1から4までの事業に係る経費の相互間の流用
- (2) 別表1の区分の欄に掲げる1の事業に対応する経費のうち(1)の経費から(2)の経費への流用
- (3) 別表1の区分の欄に掲げる2の事業に対応する経費のうち(1)と(2)の経費の相互間の流用
- (4) 別表1の区分の欄に掲げる3の事業に対応する経費のうち(1)と(2)の経費の相互間の流用及び(2)のウの(ア)とその他の経費の相互間の流用

(申請手続)

第5 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を地方農政局長等（別表1の区分の欄に掲げる1、2の事業及び3の事業のうち経費欄に掲げる(2)のイの事業を実施する補助事業者並びに北海道（道内の市町村を含む。）及び北海道内に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては大臣、沖縄県（県内の市町村を含む。）及び沖縄県内に主たる事務所が所在する補助事業者（別表1の区分の欄に掲げる1、2の事業及び3の事業のうち経費欄に掲げる(2)のイの事業を実施する補助事業者を除く。）にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第6 交付規則第2条の規定による申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第7 地方農政局長等は、第5第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8 補助事業者は、適正化法第9条第1項、交付規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約)

第9 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。）は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、競争性のある契約方式としなければならない。ただし、次の場合には、この限りでない。

- (1) 緊急の必要その他の理由により競争性のある契約方式とすることが困難又は不適當である

場合

(2) 予定価格が10万円以下の場合

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、交付規則第3条第1号の規定に基づき、別記様式第2号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に定める軽微な変更を除く。

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、別表1に定めるところによる。

(事業遅延の届出)

第12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第3条第2号の規定に基づき、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書面正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13 適正化法第12条の規定に基づく補助事業の遂行状況報告は、補助金の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日において別記様式第3号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別表1の区分の欄に掲げる1、2の事業及び3の事業のうち経費欄に掲げる(2)のイの事業を実施する補助事業者並びに北海道（道内の市町村を含む。）及び北海道内に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県（県内の市町村を含む。）及び沖縄県内に主たる事務所が所在する補助事業者（別表1の区分の欄に掲げる1、2の事業及び3の事業のうち経費欄に掲げる(2)のイの事業を実施する補助事業者を除く。）にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の補助事業者にあつては地方農政局長が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 地方農政局長等は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第14 補助事業者は、補助事業を完了したときは、交付規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、別記様式第4号による実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 第5第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の報告書を提出した後に

において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号による消費税等相当額報告書を速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第15 地方農政局長等は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。
- 2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
  - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体が当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

- 第16 地方農政局長等は、第10の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第7の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項の規定を準用する。

（財産の管理等）

- 第17 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第18 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により大臣が定める機械及び重要な器

具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、交付規則第5条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 第17第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

#### （補助金の経理）

- 第19 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
  - 3 補助事業者は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

#### （補助金調書）

- 第20 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第7号による補助金調書を作成しておかなければならない。

#### （交付決定額の下限）

- 第21 交付決定額の下限は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県にあつては、9,500万円
- (2) 市町村、地域協議会及び農業者の組織する団体にあつては、950万円
- (3) その他の補助事業者にあつては、3,500万円

ただし、地方農政局長等が特に必要と認めるとき及び交付先の選定を公募により行うときはこの限りではない。

#### （報告）

- 第22 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあつては、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第8号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月末日までに大臣に報告するものとする。

#### （間接補助金交付の際付すべき条件）

- 第23 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第9から第20までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

別表1（第3及び第11関係）

区分	経費	補助率	補助事業者	事業実施主体	軽微な変更	
					経費の配分の変更	事業の内容の変更
					次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 農家負担金軽減支援対策事業	補助事業者が農家負担金軽減支援対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2304号農林水産事務次官依命通知）第3の規定に基づいて行う事業に要する以下の経費 (1) 利子補給金等 (2) 農家負担金軽減支援対策事業の実施に必要な事務費	定額	農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体	補助事業者の欄に同じ		事業実施主体の変更
2 土地改良施設利用高度化対策事業	補助事業者が土地改良施設利用高度化対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2250号農林水産事務次官依命通知）第3の規定に基づいて行う以下の事業に要する経費 (1) 農業水利施設水利システム技術確立事業 (2) 土地改良施設耐震補強技術確立事業	定額	農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体	補助事業者の欄に同じ		事業実施主体の変更
3 小水力等農業水利施設利活用促進事業	補助事業者が小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2309号農林水産事務次官依命通知）第2から第5の規定に基づいて行う以下の事業に要する経費 (1) 小水力等農業水利施設利活用支援事業 ア 案件形成支援事業 イ 概略設計支援事業 ウ 基本設計支援事業 エ 協議・手続支援事業 オ 都道府県協議会支援事業 (2) 小水力等農業水利施設利活用実証支援事業 ア 小水力等農業水利施設利活用実証事業 イ 集落排水資源利活用実証	定額。ただし、ウについては、当該事業費の1/2以内  定額。ただし、ウの(ア)については、当該	都道府県、市町村  地域協議会、農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者	都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、土地改良区、農業協同組合、農業者等の組織する団体等  補助事業者の欄に掲げる者及び地域協議会の構成員		(1) 事業実施主体の変更 (2) 事業実施項目の新設

<p>4 戦略作物 生産拡大関 連基盤緊急 整備事業</p>	<p>事業 ウ 低炭素むらづくりモデル 支援事業 (ア) ハード事業 (イ) ソフト事業</p> <p>補助事業者が戦略作物生産拡大 関連基盤緊急整備事業実施要 綱（平成23年4月1日付け22農 振第224号農林水産事務次官依 命通知）第3の規定に基づいて 行う事業に要する以下の経費 (1) 工事費 (2) 測量設計費 (3) 用地費及補償費 (4) 船舶及機械器具費</p>	<p>事業費の 1/2以内</p> <p>当該補助 事業費の 1 / 2 以 内。ただ し、別表 2に掲げ る地域等 において 行うもの にあって は、同表 の補助率 の欄に掲 げる補助 率</p>	<p>の中から選定さ れた団体</p> <p>都道府県、市町 村、農村振興局 長が別に定める 農業者の組織す る団体</p>	<p>補助事業者の欄に同じ</p>	<p>経費の欄に掲げる (1)、(2)、(3)及び (4)の経費のそれぞれ について30%を超え る増減</p>	<p>事業実施主体の変更</p>
--	---	---	--	-------------------	--	------------------

別表2（第3関係（戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業関係））

地 域 等	補 助 率
沖縄県	当該補助事業費の80%以内
奄美群島振興特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく指定地域	当該補助事業費の60%以内
<p>離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から平成16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む。）を含む。）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域又は急傾斜畑地帯（受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）</p>	当該補助事業費の55%以内

別記様式第1号（第5関係）（その3）

（1. 小水力等農業水利施設利活用支援事業を行う場合）

平成〇〇年度優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等（小水力等農業水利施設利活用促進事業）交付申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道（道内市町村を含む。）にあつては大臣、  
 沖縄県（県内市町村を含む。）にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事（又は市町村長） 氏 名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱第5の規定により、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

事 項	内 容	摘 要
(1) 案件形成支援事業 (2) 概略設計支援事業 (3) 基本設計支援事業 (4) 協議・手続支援事業 (5) 都道府県協議会支援事業		

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費（又は補助事業に要した経費）（A+B） 円	負 担 区 分		積算の基礎 円	備 考
		国庫補助金 （A） 円	そ の 他 （B） 円		
(1) 案件形成支援事業 (2) 概略設計支援事業 (3) 基本設計支援事業 (4) 協議・手続支援事業 (5) 都道府県協議会支援事業					
合 計					

（注）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業完了（予定）年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度精算額） 円	前年度予算額 （又は本年度予算額） 円	比 較 増 減		備 考
			増 円	減 円	
国庫補助金 そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度精算額） 円	前年度予算額 （又は本年度予算額） 円	比 較 増 減		備 考
			増 円	減 円	
(1) 案件形成支援事業 (2) 概略設計支援事業 (3) 基本設計支援事業 (4) 協議・手続支援事業 (5) 都道府県協議会支援事業					
合 計					

6 添付資料  
都道府県又は市町村の補助金交付規程又は要綱（間接補助事業を行う場合に限る。）

（注）計画変更又は実績報告にあつては、添付資料の提出を省略することができる。ただし、既に提出した添付資料に変更があった場合は、この限りでない。

別記様式第1号（第5関係）（その3）

（2. 小水力等農業水利施設利活用実証支援事業を行う場合）

平成〇〇年度優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等（小水力等農業水利施設利活用促進事業）交付申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道内に主たる事務所が所在する補助事業者及び集落排水資源利活用実証事業を実施する補助事業者にあつては大臣、沖縄県内に主たる事務所が所在する補助事業者（集落排水資源利活用実証事業を実施する補助事業者を除く。）にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

住 所  
団 体 名  
代 表 者 氏 名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱第5の規定により、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

(1) 小水力等農業水利施設利活用実証事業

事 項	内 容	摘 要
低コスト発電設備実証事業		

(2) 集落排水資源利活用実証事業

事 項	内 容	摘 要
ア 省エネ技術導入実証事業		
イ 集落排水汚泥利活用実証事業		
ウ 処理水利活用実証事業		

(3) 低炭素むらづくりモデル支援事業

事 項	内 容	摘 要
ア ハード事業		
イ ソフト事業		

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費（又は補助事業に要した経費）（A+B）	負 担 区 分		積算の基礎	備 考
		国庫補助金 (A)	そ の 他 (B)		
(1) 小水力等農業水利施設利活用実証事業 低コスト発電設備実証事業	円	円	円	円	
(2) 集落排水資源利活用実証事業 ア 省エネ技術導入実証事業 イ 集落排水汚泥利活用実証事業 ウ 処理水利活用実証事業					
(3) 低炭素むらづくりモデル支援事業 ア ハード事業 イ ソフト事業					
合 計					

（注）備考欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業完了（予定）年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度予算額) 円	比 較 増 減		備 考
			増 円	減 円	
国庫補助金 そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額) 円	前年度予算額 (又は本年度予算額) 円	比 較 増 減		備 考
			増 円	減 円	
(1) 小水力等農業水利施設利活用実証事業 低コスト発電設備実証事業					
(2) 集落排水資源利活用実証事業 ア 省エネ技術導入実証事業 イ 集落排水汚泥利活用実証事業 ウ 処理水利活用実証事業					
(3) 低炭素むらづくりモデル支援事業 ア ハード事業 イ ソフト事業					
合 計					

6 添付資料

- (1) 補助事業者の定款等の団体規程
- (2) 資産及び負債に関する事項
- (3) 収支予算（収支決算）

(注) 計画変更又は実績報告にあつては、添付資料の提出を省略することができる。ただし、既に提出した添付資料に変更があつた場合は、この限りでない。



別記様式第2号（第10関係）

（1. 補助事業に要する経費の配分の変更又は内容を変更しようとする場合）

平成〇〇年度優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等（〇〇事業）変更承認申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

〔大臣の交付決定を受けている場合は大臣、  
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている  
場合は内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所  
団 体 名  
代 表 者 名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱第10の規定に基づき【補助金〇〇〇円の追加交付（減額承認）を受けたいので、】申請する。

（注）金額の変更のない場合は、【 】の部分を除くこと。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

（以下別記様式第1号（その1）から（その4）までの記に準じて作成すること。）

- （注）
- 1 表題の〇〇事業には、交付申請書の事業名を記載すること。
  - 2 補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対象できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第2号（第10関係）

（2. 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合）

平成〇〇年度優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等（〇〇事業）変更承認申請書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 大臣の交付決定を受けている場合は大臣、  
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている  
場合は内閣府沖縄総合事務局長 〕

住 所  
団 体 名  
代表者名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり中止（又は廃止）したいので、優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱第10の規定に基づき申請する。

記

- 1 中止（又は廃止）の理由
- 2 中止（又は廃止）に伴う経費の配分の内容

- （注） 1 表題の〇〇事業には、交付申請書の事業名を記載すること。  
2 補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と中止（又は廃止）後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対象できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第3号（第13関係）

平成〇〇年度優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等（〇〇事業）遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 大臣の交付決定を受けている場合は大臣、  
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている  
場合は内閣府沖縄総合事務局長 〕

住 所  
団 体 名  
代表者名  
印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱第13の規定により、その事業遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円	%	

- (注) 1 表題の〇〇事業には、交付申請書の事業名を記載すること。  
2 区分欄には、別記様式第1号の（その1）から（その4）までの記の「3経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

平成〇〇年度優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等（〇〇事業）実績報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 大臣の交付決定を受けている場合は大臣、  
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている  
場合は内閣府沖縄総合事務局長 〕

住 所  
団 体 名  
代表者名  
印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱第14第1項の規定により、その実績を報告する。

【また、併せて精算額として〇〇〇円の交付を請求する。】

記

（注）

- 1 表題の〇〇事業には、交付申請書の事業名を記載すること。
- 2 精算額がない場合は、【 】の部分を除くこと。
- 3 記の記載様式は、3による場合を除き別記様式第1号に準ずるものとする。
- 4 事業の実績が交付申請の内容と同様のときは、記の記載を「事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」とし、それ以外の記載を省略することができる。また、変更が軽微な場合は、事業計画書の写しに変更箇所を加筆修正したものを添付し、記の記載を「別紙のとおり」とし、それ以外の記載を省略することができる。
- 5 添付資料については、支払経費ごとに内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付すること。

別記様式第5号（第14第3項関係）

平成〇〇年度優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等（〇〇事業）の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 大臣の交付決定を受けている場合は大臣、  
内閣府沖縄総合事務局長の交付決定を受けている  
場合は内閣府沖縄総合事務局長 〕

住 所  
団 体 名  
代表者名  
印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知があった事業について、優良農地確保・有効利用対策事業費補助金等交付要綱第14第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 （平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3-2）	金	円

（注） 1 表題の〇〇事業には、交付申請書の事業名を記載すること。  
2 その他参考となる資料を添付すること。（3の金額の積算の内訳等）

財 産 管 理 台 帳

事業主体名 \_\_\_\_\_

地区名		地区	事業実施年度			平成 年度		農林水産省所管補助金名								処分制限期間		処分の状況		摘要
事業 区分	事業の 内 容					工 期		経 費 の 配 分					耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内 容				
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負 担 区 分											
									国庫補 助金	都道府 県費	市町村 費	その他								
								円	円	円	円	円								
	計																			
	計																			
	合 計																			

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第7号（第20関係）

平成〇〇年度  
農林水産省所管

〇 〇 補 助 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
補助事業名	交付決定の額	補助率	歳 入			歳 出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇事業													
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。  
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

別記様式第8号（第22関係）

平成〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
(1) 目的			
(2) 具体的な内容			
3. 交付先の特例民法法人の名称			
4. 交付実績額			千円(A)
5. 補助金等における管理費			
(1) 人件費		千円	
(2) 一般管理費		千円	
(3) その他の管理費			
	内 容	金 額	
		千円	
		千円	
		千円	
	合 計	千円	
	合 計	千円	
6. 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
			千円
			千円
			千円
	合 計		千円(B)
(2) (1)以外の支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
			千円
			千円
			千円
	合 計		千円
7. その他			
	内 容	金 額	
		千円	
		千円	
		千円	
	合 計	千円	
8. 再補助等の割合			% (B/A)

(注)

1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出してない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「(2)(1)以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料

3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるように記入する。

4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。